

## 第8回農業委員会総会(令和6年11月21日) HP用

事務局

(阿久津 正樹)

皆さまおはようございます。

只今の出席委員は11名で定足数に達しておりますので只今から令和6年度第8回農業委員会総会を開会致します。

それでは高久会長よりご挨拶を申し上げます。

議長

(高久 和司)

皆さん、おはようございます。11月も下旬になり寒さが厳しくなってきました。皆さんも体調管理の徹底をお願いしたいと思います。

先日、JA祭りがあり参加してきました。米の価格が上がったので、例年より人出が多いのかなあと見て見ましたが、私の感じとしては、逆に例年より若干少なかったように思います。

米の価格でございますが、新米が出回ったら落ち着くだろうという農水省の発表でしたが、今現在も米は高騰し続けております。茨城県の「あきたこまち」が2万8千円以上していて、北海道の「ゆめぴりか」も2万7千円くらい。本県の「こしひかり」は2万4千円程度だそうです。高くなっているのも、一部スーパーでは台湾産のジャポニカ種といった食味が似ているものを輸入販売して、それが好評を得ているということみたいです。来年度も米の生産が順調にいったら、農地が農地として利用されるようにというふうに思っております。

また、28日には全国会長会議がありますので、私と事務局の鈴木さんとで参加して来たいと思います。

本日は第8回ということですので、慎重審議で宜しくお願い致します。以上です。

事務局

(阿久津 正樹)

ありがとうございました。

続きまして農業委員会憲章の朗読を行いますのでご起立をお願い致します。

前段につきましては、会長より朗読をいただき、後段につきましては委員の皆様のご唱和をお願い致します。

### ( 憲 章 朗 読 )

事務局

(阿久津 正樹)

ありがとうございました。ご着席願います。

ここからの進行につきましては、高久会長をお願いしたいと思います。

議長

(高久 和司)

それでは、議事に入る前に「議事録署名人の選任」を行います。議事録署名人は、議席順となっておりますので私よりご指名を致します。

9番・平山貴典委員、10番・佐藤秀明委員の2名をご指名致します。

—議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可について(30a以下)—

議長

それでは、これより審議に入ります。  
それぞれの案件につきましては、担当委員に調査をお願いしておりますので、随時調査の報告をお願い致します。  
議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a以下)について」を議題と致します。  
事務局より説明願います。

**事務局 (渡邊 達也)**

2頁をお開き下さい。  
議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)」につきましては、1番、2番の2件でございます。  
よろしくご審議のほどお願い致します。  
また、今月の議案から備考欄にその対象となる地区名を記載してございますので、場合によっては各委員の方で読み上げて頂ければ助かりますので、宜しくお願い致します。因みに申請人の方で書かれている地区名がそのままの場合は備考欄には記載をしていませんので、備考欄に記載がある場合にはそちらも読み上げて頂くよう宜しくお願い致します。以上です。

**議長 (高久 和司)**

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。  
「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の1番」について、担当委員の大平康市委員が欠席の為、事務局より調査の報告をお願い致します。

**事務局 (渡邊 達也)**

議案第1号番号1について、大平委員欠席のため、事務局より報告を致します。  
(賃貸人)寺子乙〇〇 Aさん  
(賃借人)下野市〇〇 B株式会社  
土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。  
農地区分:第1種  
転用の事由:申請地付近の新幹線橋脚補強工事に伴い、申請地に鉄板敷きをし、資材置場として一時転用したい。  
貸借権の設定 期間:許可の日から7ヶ月  
転用の概要:工事用仮設用地  $\times \times \text{m}^2$  内  $\times \times \text{m}^2$  に鉄板設置  
資金計画:仮囲い費用  $\times \times \text{円}$  鉄板敷き費用  $\times \times \text{円}$  借地代  $\times \times \text{円}$   
機械第  $\times \times \text{円}$  計  $\times \times \text{円}$  全額自己資金  
**総合意見:** 大平委員からの調査の総合意見を申し上げます。賃借人は新幹線橋脚補強工事のため、隣接する水田を資材置場として一時転用するということで、やむを得ない申請であると思われます。とのことです。以上です。

**議長 (高久 和司)**

調査委員の人見浩委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

**4 (人見 浩)**

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長 | (高久 和司)<br>担当委員(事務局報告)の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。<br>ご質問等ございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 全員 | —質問なし—                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 議長 | (高久 和司)<br>質問なしの声がございますのでお諮り致します。<br>「農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a以下)の1番」について、許可する事にご異議ございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 全員 | —異議なし—                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 議長 | (高久 和司)<br>異議なしと認め1番について許可する事に決定致します。<br>次に2番について、担当委員の渡邊文夫委員、調査の報告をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 11 | (渡邊 文夫)<br>議案第1号番号2について調査の報告を致します。<br>(貸人)芦野〇〇 Cさん<br>(借人)芦野〇〇 Dさん<br>土地の所在・地目・面積は記載の通りです。<br>農地区分:第2種<br>転用の事由:申請人は親子で同居しているが、現在の住宅では手狭な為、現住所に隣接する申請地に住宅を新築したい。(一部始末書添付)<br>使用賃借権の設定 期間:許可の日から20年間<br>転用の概要:一般住宅用地 ××m <sup>2</sup><br>資金計画:建物建築費 ××円 土地諸経費 ××円<br>建物諸経費 ××円 諸経費 ××円 計 ××円 全額借入金<br>総合意見: 現在、申請人が居住する住宅は父親が35年前に建てたものであり、両親、妻、子供×人の合計×人家族で住んでいます。<br>建物は平屋で構造的にも狭く、暮らしにくい状況になってきたとの事です。その為、新しく建設を計画したところ、一定面積の土地を確保する必要になり、今回の申請に至りました。また、将来、両親をみるという点でも現在の住宅の近くが良いと考えました。<br>隣接農地に悪影響はないと思われますので、転用はやむを得ないと見てまいりました。以上です。 |
| 議長 | (高久 和司)<br>調査委員の林武信委員、ご意見がございましたらお伺い致します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 8  | (林 武信)<br>担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 議長 | (高久 和司)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a以下)の2番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)

異議なしと認め2番について許可する事に決定致します。

### —議案第2号 非農地証明願について—

議長 (高久 和司)

次に、議案第2号「非農地証明願」についてを議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局 (渡邊 達也)

4頁をお開き下さい。

議案第2号「非農地証明願について」は、1番から5番の5件でございます。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「非農地証明願」の1番について、担当委員の人見浩委員、調査の報告をお願いします。

4 (人見 浩)

議案第3号番号1について、調査報告を致します。

(願出人)宇都宮市〇〇 Eさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

所有者:Eさん 外1名

利用状況:申請地を取得した平成初期の時点で、宅地及び山林の状況であり、現在に至る

総合意見: F牧場から〇〇へ向かう道路に位置し、ずっと原野のような山林が広がっている場所であり、農地として見ることはできません。

取得した時点で現況であり、今回の申請はやむを得ないと思われます。以上です。

議長 (高久 和司)

|     |                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 調査委員の渡辺毅委員、ご意見がございましたらお伺い致します。                                                                                                                                                                                                                        |
| 7   | (渡辺 毅)<br>担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。                                                                                                                                                                                                            |
| 議長  | (高久 和司)<br>担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。                                                                                                                                                                                            |
| 全員  | 一質問なし                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議長  | (高久 和司)<br>質問なしの声がございますのでお諮り致します。<br>「非農地証明願の1番」について、証明することにご異議ございませんか。                                                                                                                                                                               |
| 全員  | 一異議なし                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議長  | (高久 和司)<br>異議なしと認め、1番について証明することに決定致します。<br>次に2番について、担当委員の大平康市委員が欠席のため、事務局より調査の報告をお願いします。                                                                                                                                                              |
| 事務局 | (渡邊 達也)<br>議案第2号番号2について、大平委員に代わりまして事務局よりご報告致します。<br>(願出人)神奈川県〇〇 Gさん<br>土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。<br>所有者:Gさん<br>利用状況:平成9年に宅地となり、令和5年10月に住宅を取り壊し、現在は更地になっている<br>総合意見: 大平委員からの総合意見を申し上げます。申請地は雑木・雑草が成長した状態で荒地となっている。<br>正しく非農地である事を確認しました。とのことです。以上です。 |
| 議長  | (高久 和司)<br>調査委員の人見浩委員、ご意見がございましたらお伺い致します。                                                                                                                                                                                                             |
| 4   | (人見 浩)<br>担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。                                                                                                                                                                                                            |
| 議長  | (高久 和司)<br>担当委員(事務局)の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。                                                                                                                                                                                       |
| 全員  | 一質問なし                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 議長  | (高久 和司)                                                                                                                                                                                                                                               |

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「非農地証明願の2番」について、証明することにご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)

異議なしと認め、2番について証明することに決定致します。

次に3番について、担当委員の薄井久志委員、調査の報告をお願いします。

3 (薄井 久志)

議案第3号番号3について、調査の報告を致します。

(願出人)那須塩原市〇〇 Hさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

所有者:Hさん 外×名

利用状況:60年以上前から山林として利用しており、現在に至る

総合意見: 申請地は本当に山の中であり、60年以上前より山林として利用しており、正しく非農地として確認して参りました。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員の林武信委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

8 (林 武信)

担当委員の意見に同意致します。本当に見る限り杉を植林したような感じで、きれいに植わっていました。登記上は牧場という地目になっていますので、共有地のようで、昔は馬や羊を放し飼いで飼っていて、印象的には所謂まきばと言いますか、そういう理由でこういう地目になったのではないかと推測されますが、間違いなく非農地でありました。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「非農地証明願の3番」について、証明することにご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)

異議なしと認め、3番について証明することに決定致します。

次に4番について、担当委員の人見浩委員、調査の報告をお願いします。

4 (人見 浩)

議案第2号番号4について、調査の報告を致します。

(願出人)高久甲〇〇 Iさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

所有者:Iさん

利用状況:20年以上耕作放棄され、山林と化し、現在に至る

地区は喰木原です。

**総合意見:** 山林と化していたが、隣の住宅駐車場として相談があり、見切り発車で伐採してしまいました。

私の考えとしては、既に高齢化であり、農地として利用できない為、やむを得ないと思います。

議長 (高久 和司)

調査委員の渡辺毅委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

7 (渡辺 毅)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。

8 (林 武信)

説明的なものになりますが、現地を見た限り、木を伐採して伐根してありまして普通の農地に見えるような状態です。

以前の状態で町で確認したところ、20年以上のわたって山林の状態であったということです。エイブルの売地ということで札が立っていて、もう多分売れていて、登記が出来ないので非農地ということで出た案件ではないかと推測しています。やむを得ないということで見て参りました。

議長 (高久 和司)

その他ございますか。

11 (渡邊 文夫)

町の方では山林として確認しているということですか。

事務局 (渡邊 達也)

事務局でこの非農地証明願を受ける際に必ず確認するのは、過去の航空写真と現在の航空写真というところでその状況の確認をします。今回受けるに至った際には、直近ですと令和2、3年の航空写真を見る限りでは、そうとう大きい山であったというような状況でしたので、申請自体は受けております。

先ほど現地調査をした際のお話がありましたが、確かに実際現地に行った際はかなり整地をされてしまっていたという状況ではありますけれども、受ける際にも本来山である状況だったので、更地にして売ってしまったということでの話を伺っております。ですから、少し先走ってやってしまったということですので、経過としては20年以上は農地としての活用はされていなかったという確認はしておりますので、事務局としては非農地として受けた次第です。以上です。

12 (高久 和司)

許可を受けた日が、これからですよ、それで農地の状態で売買してしまったということです  
ね。非農地証明になる前だから。

事務局 (渡邊 達也)

実際に売買は、多分出来ないんですよ。

12 (高久 和司)

契約書等もないのですか。

7 (渡辺 毅)

契約はできないので。

12 (高久 和司)

ですよ。仮にしてあると、契約がこれからなのに、売買が先ということは、仮契約書かなにか出  
来ているとなると、その日にちの関係で後で問題起きないのかなと思って確認したのですが。

事務局 (渡邊 達也)

事務局としては、あくまでも証明をするかしないか、要するに非農地として農地法からは除外する  
かどうかという判断が必要なので、実際そこに対する登記がどうのというところまで追求してしま  
うと思ったような許可が出せないというような事もありますので、基本的には農地法等に基づいて  
許可をするかどうかという判断でお願いできればと思います。  
ですから、ケース的には、自分は山だと思って、建物もそうですけれども、実際に取り壊しをして  
いろいろ調べたら台帳地目は農地だったというのはけっこうあると思いますので、そういった場合  
には過去の年数に応じて現況はどういう過程で進んできたかということもかんわして判断をする  
という事だと思います。  
ただ実際にこれが現況がまさしく農地として使っているという事になってしまえば話は別だとは思  
いますが、今回は農地として使えそうですが使っていないということです。

議長 (高久 和司)

その他ございますか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「非農地証明願の4番」について、証明することにご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)

異議なしと認め、4番について証明することに決定致します。

次に5番について、担当委員の薄井久志委員、調査の報告をお願いします。

3 (薄井 久志)

議案第2号番号5について、調査の報告を致します。

(願出人) 梓〇〇 Jさん



土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

所有者:Jさん

利用状況:38年前に住宅敷地となり、現在に至る

**総合意見:** 願出人は現在建設会社を営んでおり、38年前に住宅敷地となっており、正しく非農地として見て参りました。以上報告致します。

**議長** (高久 和司)

調査委員の林武信委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

8 (林 武信)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。

**議長** (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。

**全員** 一質問なし

**議長** (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「非農地証明願の5番」について、証明することにご異議ございませんか。

**全員** 一異議なし

**議長** (高久 和司)

異議なしと認め、5番について証明することに決定致します。

### —議案第3号 農用地利用集積計画の要請について—

**議長** (高久 和司)

議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

**事務局** (阿久津 正樹)

8頁をお開き下さい。

議案第3号「農用地利用集積計画の要請」について、17番を除く1番から19番までの18件についてご説明致します。

1番

設定者:Kさん

被設定者:Lさん

土地の所在:寺子乙 合計×筆

地目:田

面積:合計××m<sup>2</sup>

利用権の種類:賃借権

内容:田

設定期間:令和7年1月1日～令和16年12月31日

対価:現物(玄米) 総量××kg

再設定

2番

設定者:Mさん

被設定者:Nさん

土地の所在:大畑 合計×筆

地目:田

面積:合計××m<sup>2</sup>

利用権の種類:賃借権

内容:田

設定期間:令和7年1月1日～令和11年12月31日

対価:現物(玄米) 総量××kg

再設定

3番

設定者:Oさん

被設定者:Nさん

土地の所在:蓑沢 合計×筆

地目:田、畑

面積:合計××m<sup>2</sup>

利用権の種類:賃借権

内容:田、普通畑

設定期間:令和7年1月1日～令和11年12月31日

対価:現物(玄米) 総量××kg

新規設定 ○○のみ再設定

4番

設定者:Pさん・Qさん

被設定者:Rさん

土地の所在:稲沢 合計×筆

地目:田

面積:合計××m<sup>2</sup>

利用権の種類:賃借権

内容:田

設定期間:令和7年1月1日～令和16年12月31日

対価:現物(玄米) 総量××kg

再設定

5番

設定者:Sさん

被設定者:Tさん

土地の所在:高久甲 合計×筆

地目:田

面積:合計××m<sup>2</sup>

利用権の種類:賃借権

内容:田

設定期間:令和7年1月1日～令和16年12月31日

対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円

再設定、新規設定

6番

設定者:Uさん

被設定者:Vさん

土地の所在:寺子丙 合計×筆

地目:田

面積:合計××m<sup>2</sup>

利用権の種類:賃借権

内容:田

設定期間:令和7年1月1日～令和16年12月31日

対価:現物(玄米) 総量××kg

再設定

7番

設定者:Wさん

被設定者:Xさん

土地の所在:沼野井 合計×筆

地目:田

面積:合計××m<sup>2</sup>

利用権の種類:賃借権

内容:田

設定期間:令和7年1月1日～令和16年12月31日

対価:現物(玄米) 総量××kg

再設定

8番

設定者:Yさん

被設定者:Zさん

土地の所在:高久甲 合計×筆

地目:田

面積:合計××m<sup>2</sup>

利用権の種類:賃借権

内容:田

設定期間:令和7年1月1日～令和11年12月31日

対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円

再設定

9番

設定者:aさん

被設定者:bさん

土地の所在:富岡

地目:田

面積:××m<sup>2</sup>

利用権の種類:賃借権

内容:田

設定期間:令和7年1月1日～令和9年12月31日

対価:現物(玄米) 総量××kg

再設定

10番

設定者:cさん

被設定者:Nさん

土地の所在:蓑沢

地目:田

面積:合計××m<sup>2</sup>

利用権の種類:賃借権

内容:田

設定期間:令和7年1月1日～令和11年12月31日

対価:現物(玄米) 総量××kg

新規設定

11番

設定者:dさん

被設定者:eさん

土地の所在:寺子乙 合計×筆

地目:田

面積:合計××m<sup>2</sup>

利用権の種類:賃借権

内容:田

設定期間:令和7年1月1日～令和16年12月31日

対価:現物(玄米) 総量××kg

再設定

12番

設定者:fさん

被設定者:gさん

土地の所在:蓑沢

地目:畑

面積:××m<sup>2</sup>

利用権の種類:賃借権

内容:畑

設定期間:令和7年1月1日～令和26年12月31日

対価:現金 ××円(総額)

再設定

13番

設定者:hさん

被設定者:iさん

土地の所在:寄居

地目:田

面積:××m<sup>2</sup>

利用権の種類:賃借権

内容:田

設定期間:令和7年1月1日～令和16年12月31日

対価:現物(玄米) 総量××kg

再設定

14番

設定者:jさん

被設定者:kさん

土地の所在:高久甲 合計×筆

地目:田

面積:合計××m<sup>2</sup>

利用権の種類:賃借権

内容:田

設定期間:令和7年1月1日～令和16年12月31日

対価:現物(玄米) 総量××kg

再設定

15番

設定者:lさん

被設定者:kさん

土地の所在:高久甲 合計×筆

地目:田

面積:合計××m<sup>2</sup>

利用権の種類:賃借権

内容:田

設定期間:令和7年1月1日～令和16年12月31日

対価:現物(玄米) 総量××kg

再設定

16番

設定者:平山 淳一郎

被設定者:平山 博之

土地の所在:高久甲 合計×筆

地目:田、畑

面積:合計××m<sup>2</sup>

利用権の種類:賃借権

内容:田、普通畑

設定期間:令和7年1月1日～令和26年12月31日

対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円

新規設定

18番

設定者:nさん

被設定者:oさん

土地の所在:高久乙 合計×筆

地目:田、畑

面積:合計××m<sup>2</sup>

利用権の種類:賃借権

内容:田、普通畑

設定期間:令和7年1月1日～令和16年12月31日

対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円

再設定

19番

設定者:栃木県p公社 理事長 qさん

被設定者:rさん

土地の所在:富岡 計×筆

地目:田

面積:合計××m<sup>2</sup>

利用権の種類:所有権

内容:田

所有権移転の時期:令和6年12月26日

対価: × × 円

以上ご報告致します。

よろしくご審議の程お願い申し上げて説明を終わります。

議長 (高久 和司)

事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんか。

全員 — 質問なし —

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農用地利用集積計画の要請について」17番を除く1番から19番を要請することにご異議ございませんか。

全員 — 異議なし —

議長 (高久 和司)

異議なしと認め、要請する事に決定致します。

次に17番については、平山貴典委員が被設定者でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により平山貴典委員には暫時退席をお願いします。

— 平山貴典委員 退席 —

議長 (高久 和司)

それでは17番について事務局より説明願います。

事務局 (阿久津 正樹)

12頁をお開きください。議案第3号17番についてご説明いたします。

17番

設定者: sさん

被設定者: tさん

土地の所在: 高久甲 計 × 筆

地目: 田

面積: 合計 × × m<sup>2</sup>

利用権の種類: 賃借権

内容: 田

設定期間: 令和7年1月1日～令和11年12月31日

対価: 現金 × × 円(総額) 10アール当たり × × 円

再設定

議長 (高久 和司)

事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。

|    |                                                                                                                |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | ご質問等ございませんか。                                                                                                   |
| 全員 | —質問なし—                                                                                                         |
| 議長 | (高久 和司)<br>質問なしの聲がございましたのでお諮り致します。<br>「農用地利用集積計画の要請について」17番を要請することにご異議ございませんか。                                 |
| 全員 | —異議なし—                                                                                                         |
| 議長 | (高久 和司)<br>異議なしと認め、要請する事に決定致します。<br><br>— 平山貴典委員 着席 —<br><br>これをもちまして全議案の審議が終了致しましたので、令和6年度第8回農業委員会総会を閉会いたします。 |